

審 第 3 5 0 9 号
答 申 第 5 6 4 号
令 和 4 年 3 月 3 0 日

千葉県病院局長 山 崎 晋一朗 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年3月31日付け精医セ第612号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第874号

平成29年3月13日付けで審査請求人から提起された、平成29年2月27日付け精医
セ第528号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年1月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県精神科医療センターの電気けいれん療法の実施・購入・保守整備点検をするために必要なものに関する文書一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、固定資産台帳、回議書、請求書、納品書、領収書、契約書、封筒、取扱説明書、調書、保守点検整備に関する文書、事故報告書、附属品や消耗品の購入、患者やその家族等の同意書の様式や添付書類、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、報道、広報誌、業者との遣り取り、電話またはその他でのメモ、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、調査資料、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

少なくとも、千葉県精神科医療センターと病院局経営管理課を担当課にお含めください。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として次に掲げる文書を特定した。

- (1) 電気けいれん療法の説明と同意書（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 固定資産台帳（平成26年2月27日取得分。以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 器械備品購入（電気けいれん治療器サイマトロン）に係る契約の締結について（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼について（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) （振替兼）支出回議書（34件）（以下「本件対象文書5」といい、本件対象文書1から本件対象文書4までと併せて以下「本件各対象文書」という。）

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年2月27日付け精医セ第528号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年3月13日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県病院局長の平成29年2月27日付けの審査請求人に対する行政文書部分開示決定処分（精医セ第528号）を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも、千葉県情報公開条例第8条2号、3号に該当しないか、たとえ該当したとしても同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、千葉県情報公開条例第10条に該当する。

3 反論書の要旨

(1) 文書の特定

ア 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。

慣例に従って、再度の探索をすべきである。

イ 開示文書のうち、製品修理記録（点検）兼報告書には、担当課職員の〇〇〇〇氏により〇〇〇〇株式会社に連絡があった旨、そして、担当課職員の〇〇〇〇氏により〇〇〇〇株式会社に問題の波形が送られた旨の記載がある。これらの情報が記載された文書は、明らかに、修理・点検の契機となった情報を記載した文書であり、本件開示請求の対象となる。他にも同様の文書が存在すれば、当然に特定すべきである。

ウ 本件担当課が、電気けいれん療法の機器や付属器具等の購入廃棄保守整備等について紙媒体の文書やFAXや電子メール等で千葉県精神科医療センターが経営管理課や当該企業等と遣り取りしているものが当然、存在するはずである。

エ 本件担当課は、今までも文書の特定について明らかに違法・不当な処分を繰り返して行ってきた。その中には、起案文書が存在し、起案文中に情報公開請求に対する決定の判断が記載されているにもかかわらず、情報公開の対象外との原処分をしたもの（答申第455号）、文書の特定について電話連絡時に履歴書の存在を伝えていたにもかかわらず、履歴書を対象文書として特定せず不存在決定をしたうえ、履歴書を対象文書として想定することは不可能であると弁明したもの（答申第473号）、全ての年度を対象に開示請求したにもかかわらず、平成23年度から26年度の文書のみを特定したが、実際には対象文書が編綴されていた簿冊により以前の対象文書が存在したもの（答申第463号）など、単なる見落としとは思えぬ悪質性を有する処分も含まれている。電気けいれん療法は、国際連合の自由権規約委員会、人権理事会、拷問禁止委員会等から度重なる禁止勧告が出ていること、障害者の権利委員会から廃絶のガイドライン等が出ていること等に鑑みても、実施機関担当課が本件対象文書を隠蔽する十分なおそれがある。貴審査会には、かかる事情も十分に御考慮いただいたうえで御審議賜りたい。

(2) 不開示部分の不開示事由非該当性について

口座情報については、貴審査会答申第475号の記載（答申書の7頁）を引用する。

本件も含めて、支出回議書等の印影は、大変薄いため、印影によっては職員の苗字が判別できないものも存在する。開示実施に当たり印刷機のうち濃いモードで印刷したり、そもそも印影を顕出する際にインクをたっぷりを使用したりするなど改善することを求める。現状では、印影につき、開示という判断が出たにもかかわらず、事実上の不開示の判断が出たものと同様の効果を生じさせているため、千葉県情報公開条例第8条柱書に違反している。郵送料、印刷料を実施機関の負担で、同情報を鮮明に印刷した文書を開示請求者に送付することを求める。なお、この件は、手書き部分の印刷不鮮明の場合も含めて、何度も改善を求めているのに一向に改善されない点であることも申し添える。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由（部分開示の理由について）

（1）条例第8条第2号該当性について

本件対象文書3及び本件対象文書5に記載の、契約業者担当者の個人の印鑑の印影並びに本件対象文書5中、契約業者の保守点検担当者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため不開示とした。

（2）条例第8条第3号該当性について

本件対象文書3及び本件対象文書5に記載の、支払業者の登録印鑑の印影は、請求等の重要書類に使用されるものであって、公にされると、偽造されること等により、事業運営上のその他正当な利益を害するおそれがあり、また、取引先の金融機関名・預金種別及び預金口座番号については、法人の内部に関する情報であって、公にされると事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため、それぞれ不開示とした。

2 弁明の理由

（1）審査請求人は、文書の探索が不十分であるか又は対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である旨主張する。

しかしながら、千葉県精神科医療センターには特定した文書以外には対象行政文書が存在しなかったため、本件決定を行ったものである。

(2) 審査請求人は、不開示部分はいずれも条例第8条第2号及び同条第3号に該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号及び同条第3号のただし書全てに該当する旨主張する。

しかしながら、対象行政文書に記載の不開示部分は、個人に関する情報及び法人に関する情報であることから、同条第2号及び同条第3号にそれぞれ該当する。また、同条第2号イからニまで及び同条第3号ただし書に該当せず、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件各対象文書は特定の電気けいれん治療器（以下「本件機器」という。）に係る行政文書であり、その構成は次のとおりであった。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、患者に電気けいれん療法の手順、効果等を説明し、この治療を受けることについての同意書の様式である。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、本件機器の固定資産台帳である。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、本件機器を購入し、契約を締結する旨の決裁文書であり、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、契約書（案）、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項、御見積書、課税事業者届出書、予定価格、予定価格を封書するための封筒、物品購入費積算書及び機種等選定・委託事業等指名業者選定審査書から構成されている。

(4) 本件対象文書4について

本件対象文書4は、本件機器を購入するに当たって、千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に審査を依頼する旨の決裁文書であり、起案用紙（その一）、起案用紙（その二）、機種等選定・委託事業等指名業者選定審査依頼書、1機種選定となる理由、機種・仕様等選定書及び本件機器の目録から構成されている。

(5) 本件対象文書5について

本件対象文書5は、本件機器に係る消耗品等を購入した際の支出に関する書類(34件)であり、それぞれ(振替兼)支出回議書及び添付書類から構成されている。

2 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、医療機器の販売及びメンテナンスを行う特定の法人に係る担当者の印影並びに氏名を条例第8条第2号並びに当該法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人(以下「本件口座番号等」という。)並びに代表者の印影を同条第3号に該当するとしてそれぞれ不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 特定の法人に係る担当者の印影及び氏名について

特定の法人に係る担当者の印影及び氏名は、当該法人に係る担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、また、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件口座番号等について

ア 一般に、法人における預金口座に係る金融機関、預金種別、口座番号及び口座名義人の各情報は、法人に関する情報であって、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これらの内部管理情報につき、当該法人は、開示の可否及びその範囲を自ら決定することのできる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有しているというべきである。また、上記のような金融情報は、第三者に知られることによって、悪用され、当該法人等の金融上の営業秘密等が流出してしまうおそれもあるというべきである。一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、かつ当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべきであるが、そのような例外を除けば、上記のような金融情報は一般的に十分保護されるべきものであり、上記例外に該当するかどうかについては、利用の目的、実態、顧客等一般に対する周知の状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要がある。

イ これを本件についてみると、医療機器の販売及びメンテナンスを行う当該法人は、不特定多数の者が新規にその顧客となり得るものではなく、本件口座番号等が当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置かれているとは言えず、このような当該法人の預金口座における利用の目的、実態等を勘案すれば、本件口座番号等は、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと認められ、本件口座番号等を開示した場合、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあるものと認められる。

さらに、最近においては、一方的に入金して取り立てる「押し貸し」、インターネット機能を使用した他人の口座から架空名義の口座に入金する詐欺等、他人の口座を利用した犯罪行為等も発生している上、口座番号のみから個人又は法人の様々な情報を取得することを業とする会社まで存在するに至っている状況を考えると、上記おそれは強まっていると言わざるを得ない。

以上のことからすると、本件口座番号等は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ したがって、本件口座番号等は、同条第3号イに該当し不開示とすることが妥当である。

(3) 特定の法人に係る代表者の印影について

特定の法人に係る代表者の印影は、見積書等が、当該法人の真意に基づいて作成された真正なものであることの認証的な意味があるものと認められ、また、当該印影に係る印章は、当該法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別の管理がされているものと推認され、公にすることにより、当該印影が偽造等され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該印影は、同条第3号イに該当し不開示とすることが妥当である。

3 本件請求に係る対象文書の特定

審査請求人は、文書の探索が不十分である旨主張していることから、次のとおり検討する。

(1) 当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件請求に係る対象文書として、平成22年度以前の電気けいれん治療器に係る文書が特定されていないことが認められた。

そのため、当審査会が、実施機関に当該文書を対象文書として特定していない理

由について説明を求めるとともに、当該文書を含めた本件請求に係る対象文書を再度探索するよう求めたところ次のとおりであった。

ア 電気けいれん療法の説明と同意書については、従来から同一の様式を用いていることから、本件対象文書1以外の文書は保有してしない。

イ 固定資産台帳については、固定資産管理システムで管理されており、平成26年2月26日以前に納品された電気けいれん治療器については、廃棄に伴い当該システムで除却の登録を行っていることから、当該治療器に係る固定資産台帳の保有を確認することはできなかった。

ウ 本件対象文書3から本件対象文書5までに係る平成22年度以前の文書を編冊した簿冊等については、保存期間が満了し廃棄していると考えられる。

エ 本件請求に係る対象文書を再度探索したが、当該文書及び廃棄した旨の記録の保有を確認することはできなかった。

(2) また、当審査会が確認したところ、次に掲げる事実が確認された。

ア 固定資産台帳については、実施機関によると、当該システムで除却の登録を行うと削除されるとのことであった。

イ 本件対象文書3から本件対象文書5までを編冊した簿冊等の保存期間は、いずれも5年間であり、本件請求の時点で保存期間が満了していることが認められた。

(3) これらのことからすると、当該平成22年度以前の文書を編冊した簿冊等については、実施機関が説明するとおり、保存期間が満了し廃棄したと考えられる。

したがって、当該簿冊等に係る当該記録を作成していない点において事務の処理に問題はあるが、この点を除いて、実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関における対象文書の特定は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 3月31日	諮問書の受付
平成29年 4月28日	反論書の写しの受付
令和 2年 8月25日	審議
令和 2年 9月28日	審議
令和 2年10月26日	審議
令和 2年11月30日	審議
令和 3年 3月22日	審議
令和 3年 9月28日	審議
令和 3年10月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)